香港民間団体による領海侵入及び尖閣諸島不法上陸に関する意見書

8月15日、香港の民間団体である「保釣行動委員会」の船がわが国領海に侵入し、乗組員の一部が、尖閣諸島の魚釣島に不法上陸した。

今回の不法上陸に関しては事前に予告があり、政府としても対応方針を決めていたはずであるにも関わらず、みすみす不法上陸させることとなった。これらに対する一連の政府の対応は、わが国の国家主権も守れない愚行と言わざるを得ない。また、海上保安庁艦船に対してレンガ等を投げつけるなど、明らかに他に罪を犯した嫌疑があるにも関わらず、出入国管理及び難民認定法第65条を適用し強制送還とした事は極めて遺憾である。

よって本市議会は国に対し、日本の国家主権を断固として守るために、以下の項目の実行を強く求める。

記

- 1. 今後、同様の事案に対し、出入国管理法及び難民認定法第65条を適用することなく厳正に刑事手続きを進めること。また、中国に対し、断固たる抗議を行い、再発防止を強く求めること。
- 1. 尖閣諸島及びその海域の警備態勢・方針を抜本的に見直すとともに、領土・領海を守るために必要な法制度の整備を行うこと。
- 1. 尖閣諸島は歴史的にも国際法的にもわが国固有の領土であり、そもそも領土問題は存在しないという明確な事実を国際社会に示す外交努力を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成 24 年 9 月 27 日

貝 塚 市 議 会